

ご存知ですか？

月会費が**医療費控除**の  
対象になる場合があります！



まんかいFiTは

厚生労働大臣認定 『**指定運動療法施設**』 です

**施設使用料** (月会費) が**医療費控除の対象**

※条件を満たさない場合は対象外となります

となります

まんかい  
FiT  
会費の

## ●●● 医療費控除の流れ ●●●

### 田場医院で診察を受けましょう

Step  
1



運動が必要であると診断されると  
医師により運動処方箋が発行されます。

### まんかいFiT受付で手続きをしましょう

Step  
2



月会費 6,000円～12,000円  
医師の指示に基づき運動療法を行います。  
※月1回体力測定・経過診察（田場医院）を実施します。  
運動療法実施証明書 と 領収書 の  
発行を依頼しましょう。

### 税務署で確定申告をしましょう

Step  
3



運動療法実施証明書 と 領収書 を  
提出しましょう。